

D 3 - 5

5 年 保 存 (常) (令 和 12 年 12 月 31 日 ま で)

F N . D 3 - 1 - 6

鹿 交 規 第 7 9 号

鹿 情 第 2 1 号

令 和 7 年 3 月 3 1 日

各 部 長

各 参 事 官 殿

各 所 属 長

本 部 長

担当	企画許可係	TEL	
----	-------	-----	--

自動車の保管場所証明等事務処理要領について（通達）

見出しのことについては、これまで「自動車の保管場所証明等事務処理要領について（通達）」（令和3年12月15日付け鹿交規第250号ほか。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、このたび、保管場所標章の廃止に伴い、別添「自動車の保管場所証明等事務処理要領」のとおり、運用の一部を改めたので、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和7年4月1日から施行し、旧通達は令和7年3月31日限り廃止する。

別添

自動車の保管場所証明等 事務処理要領

目次	ページ
第1 趣旨	1
第2 申請等の概要	1
1 申請等の方法	1
2 申請等の種類	1
3 手数料の徴収方法	2
第3 証明書交付申請に関する事務	2
1 申請対象	2
2 申請に必要な様式	2
3 添付書類	3
4 規則に定めのない添付書面の取扱い	4
5 申請の受付等	5
6 代理人による申請書類に関する取扱い	6
7 手数料徴収及び収入証紙消印の取扱い	8
8 決裁	8
9 保管場所証明書の交付	9
10 申請の取下げ	9
11 証明不可の取扱い	9
12 保管場所証明書の再交付申請	9
第4 通知申請に関する事務	10
1 申請対象	10
2 入力事項	10
3 規則に定めのない入力事項の取扱い	11
4 通知申請の受付等	11
5 代理人による通知申請に関する取扱い	13
6 手数料の徴収及び免除対象者について	13
7 車台番号照会	13
8 決裁	14
9 証明通知の実施	14
10 証明通知後の取扱い	14
11 証明不可の通知	14
第5 保管場所届出に関する事務	14
1 届出対象	14
2 届出に必要な様式	15
3 添付書類	16
4 規則に定めのない添付書面の取扱い	16
5 届出の受付等	16
6 代理人による届出書に関する取扱い	17

7	決裁	17
第6	自動車保管場所調査等業務の委託	17
1	データ入力等の業務	17
2	現地調査等	18
3	現地調査結果の審査等	19
4	受託者に対する助言	19
第7	データ入力等委託件数の確認	20
1	検査調書	20
2	委託件数の算定	20
第8	証紙収入実績報告等及び関係書類の編てつ保管	20
1	証紙収入実績報告	20
2	納付情報の確認	21
3	関係書類の編てつ保管	21
4	様式	21
第9	保管場所の要件の解釈	21
第10	自動車の使用の本拠の位置（その1）解釈基準	21
1	自動車の使用の本拠の位置	21
2	自動車の所有者	22
3	自動車の管理責任者	22
4	「使用の本拠の位置」の認定に係る具体的取扱い	22
5	留意事項	23
第11	自動車の使用の本拠の位置（その2）ボート・トレーラー等に係る特例及び認定事務処理要領	24
1	趣旨	24
2	対象となる自動車及び自動車保管施設の要件	24
3	事務処理要領	25
第12	自動車の使用の本拠の位置（その3）レンタカー型カーシェアリングにおける解釈	26
1	概要	26
2	レンタカー型カーシェアリングの形態	26
3	国土交通省の見解	26
4	自動車の使用の本拠の位置の認定	26
5	認定にあたっての確認事項	26
第13	保管場所を確保していない自動車の所有者に対する措置等	27
1	趣旨	27
2	公安委員会への通知（法第8条）	27
3	自動車の運行供用の制限（法第9条）	28
4	聴聞（法第10条）	29

5	保管場所としての道路の使用の禁止等（法第11条）	29
6	報告又は資料の提出（法第12条）	32
7	運送事業用自動車の適用除外（法第13条）	33
8	罰則（法第17条）	34

第1 趣旨

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する保管場所の確保を証する書面の提出等、法第5条に規定する軽自動車の保管場所の届出、法第7条に規定する保管場所の変更届出等（以下「申請等」という。）に関し、警察署長が行う証明等の事務処理要領を定めるものとする。

第2 申請等の概要

1 申請等の方法

申請等は、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 窓口申請

申請者又は届出者（以下「申請者等」という。）が、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署又は幹部派出所（以下「管轄警察署等」という。）へ来署し、書類を提出して行う申請等をいう。

(2) 電子申請

申請者等がインターネット回線を通じ、国土交通省が管理するOSSインターフェイスシステム（以下「OSSシステム」という。）を利用して行う申請等をいう。

なお、受理された電子申請は、OSSシステムに接続された本県警が管理する自動車保管場所証明電子化システム（以下「保管場所システム」という。）を経由し、管轄警察署等に設置された端末（以下「署端末」という。）に到達することとなる。

2 申請等の種類

本要領により取り扱う申請等は、次に掲げるものとする。

(1) 証明書交付申請

窓口申請により、法第4条第1項及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「令」という。）第2条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証明する書面（以下「保管場所証明書」という。）の交付を求める申請をいう。

(2) 通知申請

電子申請により、法第4条第1項ただし書及び令第2条第2項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証明する旨の通知（以下「証明通知」という。）を求める申請をいう。

(3) 保管場所届出

窓口申請により、法第5条及び法附則第6項の規定に基づく軽自動車の届出、法第7条（法第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「運送車両法」という。）第4条に規定する自動車登録ファイルへの登録を受けた自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）

をいう。以下同じ。)又は軽自動車の届出、法第13条第3項の規定に基づく運送事業用自動車でなくなった場合の届出、法附則第6項の規定に基づく軽自動車の届出を行うことをいう。

3 手数料の徴収方法

2に規定する各申請等に係る手数料の徴収については、次によるものとする。

(1) 窓口申請の場合

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号。以下「手数料徴収条例」という。）及び鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号。以下「証紙条例」という。）に基づき、収入証紙により手数料を徴収すること。

(2) 電子申請の場合

手数料徴収条例及び証紙条例に基づき、納付情報（電子申請に係る手数料で電子納付されたもの）により手数料を徴収すること。

なお、この場合、手数料はインターネットバンキングを通じて鹿児島県へ直接、納付することとなるため、申請を受理した警察署では申請手数料徴収に関する取扱いは生じない。

第3 証明書交付申請に関する事務

1 申請対象

(1) 申請の対象

証明書交付申請の対象は、運送車両法に基づく自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）の登録のうち、次に掲げる場合とする。

ア 第7条（新規登録） 登録を受けていない自動車の登録を受ける場合

イ 第12条（変更登録） 所有者の氏名又は住所等が変更になった場合。ただし、使用の本拠の位置が変更になった場合に限る。

ウ 第13条（移転登録） 所有者が変更になった場合。ただし、使用の本拠の位置が変更になった場合に限る。

(2) 適用除外

(1)の規定に関わらず、次に掲げる場合については、申請の対象としない。

ア 法第13条第2項に定める運送事業用自動車（以下「運送事業用自動車」という。）である場合

イ 法第13条第3項の規定により、運送事業用自動車である自動車が運送事業用自動車でなくなった場合において、引き続き運行の用に供しようとする場合

ウ 法附則別表第2項及び令附則第2項第1号の規定により、法第4条の規定を適用しない場合（詳細は、適用地域の対象外一覧表（別表第1）のとおり）

2 申請に必要な様式

(1) 証明申請書の様式

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成３年国家公安委員会規則第１号。以下「規則」という。）第１条第４項に基づく自動車保管場所証明申請書２枚（別記第１号様式及び別記第１号の２様式。以下「証明申請書」という。）

(2) 他都道府県の様式

他都道府県の様式による申請についても受理できるものとする。ただし、次に掲げる項目が設けられていない場合は、申請者にこれらの項目の内容を当該様式に記載するよう求めるものとする。

- ア 所有区分
- イ 収容可能台数
- ウ 現有車両
- エ 申請車両
- オ 申請自動車の登録番号
- カ 旧自動車の車台番号（買替えの場合）
- キ 代理人
- ク 代理権

3 添付書類

証明申請書には、当該申請の場所について、自動車の保有者が保管場所として使用する権限を有することを疎明する書面（以下「使用権原書」という。）並びに当該保管場所付近の道路及び目標となる地物を表示した所在図と、当該保管場所及び周囲の建物・空地並びに道路を表示した配置図（別記第２号様式。以下「所在図・配置図」という。）を添付するものとする。

なお、同一の保管場所に、同一の保有者から複数の自動車を保管することを内容とする申請が同時になされるものについては、使用権原書及び所在図・配置図は、それぞれ１通でよいものとする。ただし、配置図については、各申請書ごとに自動車の配置場所を特定するものとする。

(1) 使用権原書

使用権原書は、当該保管場所の態様に応じ、次に掲げるものとする。

- ア 自動車の保有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合
保管場所使用権原疎明書面（自認書）（別記第３号様式。以下「自認書」という。）
- イ 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合
申請者の住所及び氏名並びに保管場所の住所等が明記され、使用権原の確認が可能なものであって、次のいずれかに該当する書面
 - (ア) 駐車場賃貸借契約書の写し
 - (イ) 賃貸借契約書がない場合は、駐車場を賃借している者が通常有している駐車場の料金の領収書等
 - (ウ) 保管場所使用承諾証明書（別記第４号様式。以下「承諾証明書」とい

う。)

ウ 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合
自認書及び共有者全員の承諾証明書

エ 官公署の保有する自動車の場合

管理責任者の自動車保管場所自認書（官公署用）（別記第5号様式）

(2) 所在図・配置図

所在図・配置図の記載要領等については、次によるものとする。

ア 所在図の記載要領

(ア) 自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記すること。この場合において、自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置が異なる場合は、その間の直線距離を明記すること。

(イ) 保管場所の位置が分かるよう、幹線道路及び目標となる地物を記載すること。

(ウ) 自動車の使用の本拠の位置及び保管場所が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）と同一であるときは、所在図の添付を省略することができる。ただし、旧自動車の車台番号等について確認すること。

イ 配置図の記載要領

(ア) 保管場所の平面の寸法（縦横）、保管場所が面している道路の幅員と間口の寸法を明記し、シャッターの有無について○印により表記すること。

(イ) アの規定に関わらず、自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置が一致する場合で、配置図に保管場所付近の道路及び目標となる地物を表示しているものであれば、所在図は不要とする。

4 規則に定めのない添付書面の取扱い

(1) 申請者の住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる理由を確認するための書面

標記の書面は、申請の際に添付することが必要な書面として規則に定められているものではないため、この提出又は提示がないことを理由に不受理にしたり、申請者にそのような誤解を与えるような対応をしたりしないこと。

なお、申請者が、申請の際、任意に、住所地と使用の本拠の位置が異なる理由を疎明する文書又は自治体等公的機関の発行する居住、営業活動等の実態を疎明する書面を添付してきたときは、これを受領することは差し支えない。

(2) 自動車の使用の本拠の位置の真正性に疑義がある場合

申請者の住所地と使用の本拠の位置が異なる理由を確認する必要がある場合は、申請者にその理由を質問し、口頭で回答を受けた上で警察側で記録化するなど、申請者の負担を生じさせずに必要な確認を行うよう努めること。このとき、回答を得られなかった場合や、現地調査の結果、口頭の回答のみでは自動車の使用の本拠の位置の真正性に疑義が残る場合については、当該申請を受理

した後に、法第12条の規定に基づき、第13の6に規定する報告又は資料の提出を求めること。

5 申請の受付等

(1) 申請の受付窓口

申請の受付は、管轄警察署等において行うこと。

(2) 書類審査

申請を受け付ける際は、証明申請書、3及び4に掲げる書面（以下「申請書類」という。）の件数並びに申請手数料（鹿児島県収入証紙）の金額及び免除の可否を確認した後、申請書類の記載もれ、誤記の有無等を複数の職員で審査した上で、受理すること。

なお、証明申請書の各項目については、次により点検すること。

ア 「申請者の氏名」欄

申請者の氏名には、必ず正しいフリガナを付けること。

申請者が法人の場合は、法人名及び代表者名を明記すること。

イ 「所有区分」欄

保管場所の使用権原について、該当するものに○印を付けるよう求めること。

ウ 「収容可能台数」欄

申請に係る保管場所について、収容可能な自動車の台数の記載を求めること。

エ 「現有車両」欄

申請に係る保管場所について、申請に係る自動車以外の車両が保管場所として使用している場合は「1あり」に、使用していない場合は「2なし」に○印を付けるよう求めること。

また、「1あり」に該当する場合は、右欄の車種ごとに現有台数の記載を求めること。

オ 「申請車両」欄

申請に係る保管場所に関し、申請に係る自動車以外に保管場所を使用する車両がない場合は「1新規」に、当該申請自動車が現有車と入替えとなる場合は「2買替」に、増車となる場合は「3増車」に○印を付けるよう求めること。

カ 「申請自動車の登録番号」欄

変更登録に伴う申請の場合のみ、申請に係る自動車の登録番号の記載を求めること。

キ 「旧自動車の車台番号（買替の場合）」欄

オにおいて「2買替」に該当した場合は、買替えとなる旧自動車の車台番号の記載を求めること。

ク 「連絡先（代理人）」欄

保有者が本人以外の者の協力を得て申請をするに当たり、申請書類の内容等についてその保有者に協力した者との連絡を行う場合に必要であるので、その者の氏名及び電話番号の記入を求めること。

ケ 「代理権」欄

クの「連絡先（代理人）」欄に記載した者が代理権を有する場合は「1 有」に、使者として申請書類を提出するのみの場合は「2 無」に○印を付けるよう求めること。

(3) 申請書類の訂正

申請書類の訂正を行う場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア 加除・訂正

申請書類の加除・訂正は、訂正したことが明らかとなるよう申請者が二重線等で取り繕うこととし、決裁後、当該訂正箇所に警察署長の確認印を押印する。

イ 保管場所証明書交付後の訂正

保管場所証明書を交付した後は、車名、型式、車台番号、自動車の大きさ、自動車の使用の本拠の位置及び自動車の保管場所の位置の変更を伴うものの訂正は原則認めないものとし、誤りがある場合は、改めて申請書類を提出させること。この場合、添付書類（保管場所使用承諾証明書等）は、前の申請に提出したものの写しを使用しても構わない。

(4) 申請処理簿の記載

証明申請書を受理したときは、自動車保管場所証明申請処理簿（窓口申請）（別記第6号様式。以下「申請処理簿」という。）に所定の事項を記入すること。

(5) 車台番号未定の申請について

申請時に車台番号が未確定で、車台番号欄が空欄となっている申請は、当該自動車の車台番号が1か月以内に確定する見込みがあるもののみ有効なものとして受理すること。

6 代理人による申請書類に関する取扱い

代理人による申請書類に関する取扱いは、次によるものとする。

(1) 委任状の取扱い

代理人の作成又は提出にかかる申請書類に基づき自動車の保管場所証明等を行う場合には、代理権の有無及び範囲を警察署長が確認する必要があることから、当該申請書類の受理に際しては、原則として委任状又はその写し（以下「委任状等」という。）の提出を求めること。ただし、「提出」のみを依頼された「使者」に関しては、この限りではない。

なお、代理権の授与には必ずしも委任状等が必要とはされていないことから代理人が委任状等を所持していない場合もあり得るが、証明書交付申請にかかる事務を適正に遂行するためには、委任状、代理権を有することが確認できる

その他の書類の提出を求め、又は申請者に電話するなどの方法により代理権の確認を行うこと。

(2) 申請書類の記載事項の訂正

ア 代理権の確認

代理人による申請書類の記載事項の訂正については、当該代理人が当該申請書類の訂正に関し代理権を有することを確認することができる場合には、これを認める。この場合において、原則として委任状等の提出を求めるとともに、身分証明書等の確認を行うこと。ただし、既に委任状等が提出されている場合であって、当該委任の範囲に申請書類の記載事項の訂正が含まれているときは、この限りでない。

イ 訂正要領

訂正したことが明らかとなるよう代理人が二重線等で取り繕うこととし、決裁後、当該訂正箇所には警察署長の確認印を押印する。

ウ 保管場所証明書交付後の訂正

保管場所証明書を交付した後は、車名、型式、車台番号、自動車の大きさ、自動車の使用の本拠の位置及び自動車の保管場所の位置の変更を伴うものの訂正は原則認めないものとし、誤りがある場合は、改めて申請書類を提出させること。この場合、添付書類（使用権原書等）は、前の申請に提出したものの写しを使用しても構わない。

エ 留意点

(ア) 訂正可能な書面

代理権を授与された行政書士等が加除・訂正できる書面は次のとおりとする。

- a 証明申請書
- b 所在図・配置図
- c 自認書
- d (4)に定める使用権原疎明書面（自認書兼使用承諾証明書）

(イ) 申請書類の様式

代理人から、申請書類の様式の変更について要望を受けた場合、これに応じないこと。

(3) 復代理による申請の取扱い

復代理人が作成若しくは提出した申請書類に基づき証明書交付申請を行う場合又は当該復代理人が申請書類の記載事項を訂正する場合は、申請者が作成する委任状等及び代理人が作成する委任状等により、復代理人の代理権の有無及び範囲を確認する必要があることから、原則として当該確認に必要な委任状等の提出を求めること。ただし、申請者に電話するなどの方法により代理権の確認を行える場合は、この限りではない。

(4) 行政書士専用の様式

行政書士が代理人である場合は、自認書及び承諾証明書に代えて使用権原疎明書面（自認書兼使用承諾証明書）（別記第7号様式）を使用することができる。この場合において、保管場所の所有者又は管理者からの承諾がある場合は、訂正を行うことができる。ただし、同様式の「保管場所の位置」、「使用者氏名」及び「保管場所の所有者又は管理者欄の氏名又は名称」の項目については、単なる番地や字画の訂正を除き、申請そのものが不明確となることから訂正を認めないこととする。

7 手数料徴収及び収入証紙消印の取扱い

(1) 収入証紙貼付欄

証明申請書を受理したときは手数料徴収条例に基づき、申請者から手数料を収入証紙により徴収し、証明申請書2枚目の収入証紙貼付欄に貼り付けるものとする。

(2) 消印

証明申請書に貼り付けた収入証紙は、鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第3号）第22条の規定により、受理した年月日の日付で鮮明に消印するものとする。

(3) 収入証紙消印取扱者等

警察署長は、警察署にあっては交通課長、地域交通課長又は同課長代理、幹部派出所にあっては幹部派出所長又は同所長代理を収入証紙消印取扱者として指定し、消印の保管管理を行わせるものとする。

収入証紙消印取扱者は、自ら又は許可事務担当職員をして収入証紙の消印を行うものとする。

(4) 申請手数料の免除

申請者が国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合と広域連合を含む。）である場合は、手数料徴収条例第4条に定める手数料の免除規定に基づき、手数料の徴収は行わないものとする。

8 決裁

警察署長は、次の事務取扱いについて決裁を行う。

(1) 委託の可否

申請受理後は、申請処理簿において、第6に規定する保管場所現地調査の委託の可否について審査・判断を行う。

委託するものについては、受託者へ申請書類を引き継ぐものとし、委託しないものについては警察職員による現地調査又は車庫台帳に基づく確認を実施する。ただし、保管場所の確保が確実と認められるときは、これを省略することができる。

(2) 調査結果及び審査

第6の2(1)に定める現地調査を終了したときは、同調査結果及び申請書類に

より、保管場所証明書の交付についての審査・判断を行う。

なお、この場合において、受託者による現地調査結果を受理したときは、申請処理簿の「委託」欄に回答月日及び調査結果を記入する。

車台番号が未確定の申請についても、同様に審査・判断を行う。

申請に係る保管場所が、当該自動車の保管場所として継続して使用されないなど、いわゆる虚偽申告等ではないか否かを十分検討する。

9 保管場所証明書の交付

- (1) 8(2)の審査結果に基づき保管場所証明書を交付する場合は、証明申請書の1枚目を保管場所証明書として申請者に交付し、2枚目は管轄警察署等の控えとすること。

なお、証明申請書に訂正箇所がある場合は、訂正箇所に警察署長の訂正確認印を押印して、申請者に保管場所証明書を交付すること。

- (2) 車台番号が未確定の申請については、申請日から1か月以内（末日が土日祝日の場合は翌開庁日）に車台番号が判明したものに限り保管場所証明書の交付を行うこと。

なお、保管場所証明書は車台番号が確定して、当該欄に車台番号を記入してから交付すること（交付の日付は、車台番号の届出を受理した日付とする。）。

10 申請の取下げ

申請の受付後、申請者が申請の取下げを希望した場合、9(1)に規定する保管場所証明書の交付を行うまでの間であれば、申請の取下げが可能である。

11 証明不可の取扱い

8(2)による審査の結果、自動車の保管場所が確保されていると認められない場合又は申請日から1か月を経過しても車台番号が判明しなかった場合については、申請者に対し速やかに連絡するとともに、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求の方法を教示し、証明申請書に「不可」と記載して交付すること。

また、当該証明申請書の交付に当たっては「行政不服審査法に基づく不服申立」（別紙）を添えて交付するとともに、当該申請に係る申請処理簿の「証明書」欄に交付月日を記載した上で受領者に氏名を記載させること。

なお、申請者が当該申請書の受領を拒否したときは、その理由を添えて管轄警察署等の控えとともに編てつすること。

12 保管場所証明書の再交付申請

(1) 再交付申請の受理要領

申請者が保管場所証明書を紛失するなどして保管場所証明書の再交付を申出た場合は、申請者から再交付の理由を聴取の上、顛末書を提出させること。

また、再交付の理由が紛失の場合は、遺失届の教示を行うこと。

なお、保管場所証明書を発行した日（以下「証明日」という。）からおおむ

ね 1 か月を経過した保管場所証明書については、運輸支局が期限切れの保管場所証明書として受理しないことから、証明日から 1 か月を経過した場合における再交付申請は、受理しないこととする。この場合には、改めて申請者に証明書交付申請を行わせること。

(2) 再交付要領

再交付する保管場所証明書は、9 (1)により管轄警察署等の控えとした証明申請書の写し（決裁欄及び証紙貼付欄を除く部分に限る。）を作成し、欄外に㊟と朱書きした上公印（警察署長印）を押印して交付すること。

また、再交付する保管場所証明書の証明年月日は、先に交付した保管場所証明書と同一とする。

なお、交付に際しては、当該管轄警察署等の控えの欄外に「〇月〇日再交付」と朱書きし、申請書の受領者に氏名を記載させること。

(3) 再交付手数料

保管場所証明書の再交付に係る手数料は徴収しない。

(4) 代理人による申請

代理人による再交付申請については、先の申請に際し、証明に関する一切の権限を委任されている場合等、再交付に係る権限を有していると認められる場合に限り受け付けること。

第 4 通知申請に関する事務

1 申請対象

第 3 の 1 に規定する証明書交付申請の対象と同じ。

2 入力事項

規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、申請者が入力する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 証明申請書に記載すべき事項

(2) 使用権原書に記載されている事項又はこれに記載すべき事項

「使用権原書に記載されている事項」とは第 3 の 3 (1)イに定める駐車場賃貸借契約書の写しや承諾証明書等をいい、「記載すべき事項」とは第 3 の 3 (1)アに定める自認書をいう。

なお、自認書又は承諾証明書については、本県又は他都道府県の様式を用いることとし、スキャナーで読み込ませるなどして入力させること。

(3) 所在図・配置図に記載すべき事項

「所在図」とは第 3 の 3 (2)アに定める所在図をいい、「配置図」とは第 3 の 3 (2)イに定める配置図をいう。

なお、所在図及び配置図については、保管場所の所在図（電子申請用）（別記第 8 号様式）及び保管場所の配置図（電子申請用）（別記第 9 号様式。以下「配置図（電子申請用）」という。）又は他都道府県の様式を用いることとし、スキャナーで読み込ませるなどして入力させること。ただし、所在図及び

配置図に記載すべき事項が全て記入されている場合は、本県又は他都道府県の様式は用いずに入力することを妨げない。

また、配置図（電子申請用）については、他都道府県の様式に次に掲げる項目が設けられていない場合は、電話連絡等や現地調査等によりこれらの項目内容を確認することとし、4(5)アに規定する補正指導は行わないこと。

ア 収容可能台数

イ 現有車両

ウ シャッターの有無

3 規則に定めのない入力事項の取扱い

(1) 申請者の住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる理由を確認するための入力事項

標記の入力事項は、申請の際に入力することが必要な事項として規則に定められているものではないため、この入力がないことを理由に4(5)アに規定する補正指導を行わないこと。

なお、申請者が、申請の際、任意に、住所地と使用の本拠の位置が異なる理由を疎明する文書又は自治体等公的機関の発行する居住、営業活動等の実態を疎明する書面をスキャナーで読み込ませるなどして入力してきたときは、これを受領することは差し支えない。

(2) 自動車の使用の本拠の位置の真正性に疑義がある場合

申請者の住所地と使用の本拠の位置が異なる理由を確認する必要がある場合は、申請者にその理由を電話連絡等で質問し、口頭で回答を受けた上で警察側で記録化するなど、当該者の負担を生じさせずに必要な確認を行うよう努めること。このとき、回答を得られなかった場合や、現地調査の結果、口頭の回答のみでは自動車の使用の本拠の位置の真正性に疑義が残る場合については、当該申請を受理した後に、法第12条の規定に基づき、第13の6に規定する報告又は資料の提出を求めること。

4 通知申請の受付等

(1) 受付日

通知申請の受付日は、規則第2条第3項及び行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第3項の規定に基づき、署端末に通知申請が到達した日とする。

(2) 通知申請の到達確認

ア 通知申請到達の確認

署端末を定期的に確認するなど、到達した通知申請が長時間放置されることのないよう留意すること。

イ 管轄警察署等の確認

通知申請が到達した警察署等においては、必ず当該申請に係るデータ（以下「申請データ」という。）の「自動車の保管場所の位置」が自署管轄であ

るかを確認し、他警察署等の管轄であった場合は署端末により「他署転送」の処理を行い、遅滞なく管轄警察署等へ申請データの転送を行うこと。

(3) 申請データの出力及び通知申請処理簿の記載

通知申請を受け付けた管轄警察署等においては、速やかに申請内容及び保管場所システムにより自動付与される受理番号を自動車保管場所証明通知申請処理簿（電子申請）（別記第10号様式。以下「通知申請処理簿」という。）に記載するとともに、署端末から申請データに含まれる証明申請書、使用権原疎明書面、所在図、配置図その他の書類を印字すること。

なお、これら印字した書類（以下「出力資料」という。）については、その取扱状況を通知申請処理簿に確実に記録し、「鹿児島県警察情報管理システム運用管理要領について（通達）」（令和5年3月8日付け鹿情第9号ほか）に基づき、保管管理を徹底すること。

なお、通知申請処理簿は、毎月1回、運用管理者（署長）の確認を受けること。

(4) 書類審査

申請を受理した際は、出力資料の件数を確認した後、出力資料の記載漏れ、誤記の有無等を複数の職員で確認すること。

なお、出力資料の項目については、第3の5(2)のア、ウ、エ及びクにより点検すること。

(5) 申請データの補正指導

ア 補正指導

出力資料に不備や加除・訂正を認めた場合は、申請データの補正を要するが、補正を行えるのは申請者本人のみであることから、申請者に対し補正を求めること（以下「補正指導」という。）。

なお、補正指導を行った後は、その進捗状況を署端末において確認し、エに定める期限内に補正を行わせるように努めること。

イ 補正不可能な項目

申請データの「車台番号」及び「申請者に係る事項（住所、氏名）」に誤り等、不備がある場合は、申請者においても補正不能である。この場合は、申請者による再申請を要することから、申請者に連絡の上、当初の申請を「取下げ」させた後、再度、申請を行うよう教示すること。

ウ 補正指導の要領

補正指導は、署端末により申請者に対して補正内容を通知すること。

補正内容は、補正すべき事項の詳細を署端末で入力すること。ただし、補正内容が複雑であり、署端末では正確に補正内容を通知することが困難と認められる場合は、必要に応じて電話連絡等により直接、申請者に補正内容を教示するなど、適切に補正が行われるよう努めること。

なお、2(2)に定める入力事項等に関し、スキャナーで読み込ませる承諾証

明書等の書面が多数に及ぶなど、申請者がＯＳＳシステムにより補正を行うことが困難な場合等において、申請者が任意に当該書面やその写しを管轄警察署等へ提出する旨申し立てた場合は、これを受領することは差し支えない。

エ 補正期間

申請データの補正を完了させる期間は、行政手続法（平成５年法律第88号）第7条の規定に基づき、補正指導が行われた日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）とする。

オ 補正期間超過時の処理要領

補正期間を超過しても申請者による補正が認められない場合は、申請の形式上の要件に適合しない申請として、当該申請を却下するものとする。この場合においては、署端末から補正期間超過による「証明不可」の入力を行い、申請者にその旨を通知すること。

(6) 申請の取下げ

(4)による審査開始後、申請者が申請の取下げを希望した場合、9(1)に規定する電子署名を行うまでの間であれば、申請の取下げが可能である。ただし、申請者がＯＳＳシステムにより取下げを行うためには、署端末で当該申請に対し補正指導を行う必要があることから、申請者から取下げを希望する旨の連絡を受けた際は、補正指導を行った後、申請者へ電話連絡等を行い、取下げの処理を行わせること。

5 代理人による通知申請に関する取扱い

代理人による通知申請に関する取扱いは、次によるものとする。

(1) 代理権の確認

通知申請においては、ＯＳＳシステム上で申請に関する代理権の確認が行われるため、通知申請における管轄警察署等の代理権確認事務は不要となる。

(2) 申請データの補正

行政書士等であるか否かを問わず、代理人による補正は可能とする。

6 手数料の徴収及び免除対象者について

通知申請に係る手数料については、ＯＳＳシステムを通じて納付されることから、管轄警察署等における事務は生じない。

なお、第3の7(4)の規定により手数料を免除される申請者については通知申請が行えないので、これらに関する質疑等への対応を誤ることのないよう留意すること。

7 車台番号照会

(1) 照会の実施

車台番号が未確定の申請については、署端末からＯＳＳシステムを経由して、運送車両法第6章の2に規定する登録情報処理機関に対し、車台番号の照会（以下「車台番号照会」という。）を実施すること。

(2) 照会の実施時期

車台番号照会は、4 (5)アによる補正指導が行われた場合において、その補正が完了するまでの間には行うことができない。

よって、車台番号照会は、補正を要しないことを確認してから行うこと。

(3) 回答が得られなかった場合の措置

登録情報処理機関においては、車台番号照会を受理した日から30日間（土日祝日を含む。）当該車台番号の検索が行われ、該当する場合のみ回答されることから、車台番号照会后、30日を経過しても回答が得られないときは、申請の形式上の要件に適合しない申請として、当該申請を却下するものとする。

(4) 留意事項

車体番号照会実施後は、署端末により回答の有無を定期的に確認するなど、遅滞なく処理を行うこと。

8 決裁

第3の8の規定を準用する。この場合において、「申請処理簿」とあるのは「通知申請処理簿」と、「申請書類」とあるのは「出力資料」と、「保管場所証明書の交付」とあるのは「証明通知」と読み替えるものとする。

9 証明通知の実施

(1) 電子署名による通知

決裁終了後、証明通知を行う場合は、鍵情報格納カードを用いて、鹿児島県警察電子署名規程（平成16年鹿児島県警察本部訓令第13号）第2条第1号に規定された電子署名を行うこと。この場合において、電子署名は警察職員が行うこと。

(2) 留意事項

電子署名を行う際は、申請データが決裁済みの出力資料と相違ないことを署端末で確認すること。

10 証明通知後の取扱い

9による証明通知を行った後における申請データの補正その他当該申請に係る変更は一切行えないことから、申請者から申請内容の修正を求められた場合は、改めて通知申請を行うよう申請者に教示すること。

11 証明不可の通知

4 (5)オ若しくは7 (3)の規定により当該申請が却下された場合又は8の規定に基づく審査の結果、自動車の保管場所が確保されていると認められない場合には、証明通知を行わないこととし、署端末により、申請者に対してその理由を速やかに連絡すること。

また、申請者に対しては、この場合における行政不服審査法の規定による審査請求の方法について、別紙の内容を電話連絡等により、口頭で教示すること。

第5 保管場所届出に関する事務

1 届出対象

保管場所届出の対象は、次の場合とする。

- (1) 法第5条の規定に基づき、軽自動車を新規に運行の用に供しようとする場合
- (2) 法第7条の規定に基づき、登録自動車又は軽自動車の保管場所の位置を変更した場合
- (3) 法第13条第3項の規定に基づき、運送事業用自動車である自動車が運送事業用自動車でなくなった場合において、引き続き当該自動車を運行の用に供しようとする場合
- (4) 法附則第6項の規定に基づき、軽自動車の「使用の本拠の位置」を、軽自動車適用地域以外の地域から軽自動車適用地域に変更し、当該自動車の保管場所の位置を変更した場合

軽自動車適用地域とは、軽自動車の届出が必要となる地域のこと、令別表第二に基づき、本県では平成12年6月1日における鹿児島市のみが該当することから、現在鹿児島市において軽自動車適用地域の対象外となる町名は、適用地域の対象外一覧表のとおりである。

よって、軽自動車適用地域の境界付近における取扱いについては、使用の本拠の位置について確認を徹底すること。

例えば、自宅と保管場所が異なる場合で、自宅（使用の本拠の位置）は鹿児島市（軽自動車適用地域）にあって、保管場所は隣接市（軽自動車適用地域以外の地域）にある場合は、使用の本拠の位置が軽自動車適用地域なので届出が必要であり、届出先は保管場所を管轄する警察署長となる。

また、逆に保管場所が鹿児島市（軽自動車適用地域）であっても、自宅（使用の本拠の位置）が隣接市（軽自動車適用地域以外の地域）であれば、届出の必要はない。

2 届出に必要な様式

(1) 届出書の様式

規則第3条第1項に基づく自動車保管場所届出書（別記第11号様式。以下「届出書」という。）1枚とする。

(2) 他都道府県の様式

他都道府県の様式による届出についても受理できるものとする。ただし、次に掲げる項目が設けられていない場合は、届出者にこれらの項目の内容を当該様式に記載するよう求めるものとする。

ア 所有区分

イ 収容可能台数

ウ 現有車両

エ 届出車両

オ 届出自動車の登録番号・車両番号

カ 旧自動車の車台番号（買替えの場合）

キ 代理人

ク 代理権

(3) 留意事項

ア 軽自動車と登録自動車の届出書は同一様式であるため、「自動車の区分」欄については、軽自動車の場合は「軽」に、登録自動車の場合は「登録」に○印を付けさせること。

イ 「自動車保管場所届出書（新規・変更）」欄については、1 (1)、1 (3)及び1 (4)に該当する場合は「新規」に、1 (2)に該当する場合は「変更」に○印を付けさせること。

3 添付書類

届出書には、使用権原書所在図・配置図を添付するものとする。この場合において、第3の3の規定を準用し、「証明申請書」とあるのは「届出書」と、「申請」とあるのは「届出」と、「各申請書」とあるのは「各届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

4 規則に定めのない添付書面の取扱い

(1) 届出者の住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる理由を確認するための書面

第3の4(1)を準用する。この場合において、「申請」とあるのは「届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

(2) 自動車の使用の本拠の位置の真正性に疑義がある場合

届出者の住所地と使用の本拠の位置が異なる理由を確認する必要がある場合は、届出者にその理由を質問し、口頭で回答を受けた上で警察側で記録化するなど、届出者の負担を生じさせずに必要な確認を行うよう努めること。このとき、回答を得られなかった場合や、口頭の回答のみでは自動車の使用の本拠の位置の真正性に疑義が残る場合については、当該届出を受理し、法第12条の規定に基づき、第13の6に規定する報告又は資料の提出を求めること。

5 届出の受付等

(1) 届出の受付窓口

届出の受付は、管轄警察署等において行うこと。

(2) 書類審査

届出を受け付ける際は、届出書、3及び4に掲げる書面（以下「届出書類」という。）の件数を確認した後、届出書類の記載漏れ、誤記の有無等を複数の職員で審査した上で、受理すること。

なお、届出書の各項目については、第3の5(2)のアからケにより点検すること。この場合において、「申請者」とあるのは「届出者」と、「証明申請書」とあるのは「届出書」と、「申請」とあるのは「届出」と、「申請車両」とあるのは「届出車両」と、「申請自動車」とあるのは「届出自動車」と、「変更登録に伴う申請の場合のみ、申請」とあるのは「届出」と、「登録番号」とあるのは「登録番号又は車両番号」と、「申請書類」とあるのは「届出書類」と

読み替えるものとする。

(3) 届出書類の訂正

届出書類の訂正については、第3の5(3)の規定を準用する。この場合において、「申請書類」とあるのは「届出書類」と、「証明申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「証明内容」とあるのは「届出内容」と読み替えるものとする。

(4) 軽自動車届出処理簿等の記載

1(1)及び1(4)における届出を受理した際は、自動車保管場所届出処理簿（軽自動車）（別記第12号様式。以下「軽自動車届出処理簿」という。）に、1(2)の届出対象を受理した際は自動車保管場所変更届出処理簿（別記第13号様式。以下「変更届出処理簿」という。）に、1(3)の届出対象を受理した際は自動車保管場所届出処理簿（登録自動車）（別記第14号様式。以下「登録自動車届出処理簿」という。）に、それぞれ所定の事項を記入すること。

なお、軽自動車届出処理簿の受理番号は「2-000」、変更届出処理簿の受理番号は「変-000」、登録自動車届出処理簿の受理番号は「3-000」と表示するものとする。

(5) 車台番号未確定の届出について

届出書の車台番号は、当該自動車を特定するために不可欠なものであるため、未記入のものは記入するよう補正を求め、記入された後受理すること。

(6) 変更前の保管場所の位置を知り得ない場合

自動車の使用の本拠の位置に変更がなく保管場所の位置を変更する場合で、変更前の保管場所の位置を知り得ないときは、記入を省略するものとする。

6 代理人による届出書に関する取扱い

第3の6の規定を準用する。この場合において、「申請書類」とあるのは「届出書類」と、「証明書交付申請」とあるのは「保管場所届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「証明申請書」とあるのは「届出書」と、「申請」とあるのは「届出」と読み替えるものとする。

7 決裁

届出を受理後は、決裁を行うこと。

第6 自動車保管場所調査等業務の委託

警察署長は、申請書類の受付、確認及びデータ入力（以下「データ入力等」という。）及び現地調査（以下「調査等業務」という。）を円滑に進めるため、本職の締結した委託契約に基づき、受託者に関係書類等を交付し、次の業務を行わせるものとする。

1 データ入力等の業務

管轄警察署等に備え付けている「J-POSS業務AP教養資料（警察署編）」に基づき、データの入力を行わせるものとする。

(1) 窓口申請の場合

ア 警察署長による申請書類の審査後、直ちにその内容を署端末に入力すること。

イ 自動車保管場所現地調査結果報告後、警察署長による保管場所の可否判断に基づき、直ちにその結果を署端末に入力すること。

(2) 電子申請の場合

ア 電子申請では、申請内容を申請者自身が入力しているため、署端末に申請データを入力する作業は要しない。ただし、出力資料の印字・点検後、出力資料に加除・訂正が認められた場合は、補正指導を行うこと。

イ 補正指導を行った際は、申請者が補正した申請データを再度印字し、再確認を行うこと。

ウ 自動車保管場所現地調査結果報告後、警察署長による保管場所の可否判断に基づき、直ちにその結果を署端末に入力すること。ただし、車台番号が確定していない申請については、車台番号照会により回答を得た後、その結果を入力すること。

2 現地調査等

(1) 現地調査

保管場所証明に係る調査は、その場所が保管場所として確保されているかどうか及び使用の本拠の位置に本拠としての実態があるかを確認する。

警察署長は、証明申請又は通知申請を受理して委託の可否を審査した後、速やかに申請処理簿又は通知申請処理簿により申請書類又は出力資料を受託者に交付し、現地調査業務を委託すること。

なお、申請書類を交付した場合は自動車保管場所調査受託処理簿（窓口申請）（別記第15号様式）に、出力資料を交付した場合は自動車保管場所調査受託処理簿（電子申請）（別記第16号様式）に記入させ、次の要領により現地調査を行わせること。

ア 現地調査に当たっては、関係書類を携行し、申請の内容（保管場所の位置、周辺の道路状況等）と現地との同一性、当該場所の使用権原の有無、保管場所として継続使用する意思の有無等について関係者に確認すること。

イ 保管場所へ出入りする道路については、申請書に記載された自動車が安全かつ容易に出入りすることができる幅員を有しているか、当該道路と申請に係る自動車との関係において、車両制限令（昭和36年政令第265号）第4条及び第5条の規定に抵触するものでないかどうかについて調査すること。

ウ 保管場所の位置については、交差点、曲がり角等の自動車の出入りにより他の交通に支障を来す場所でないかどうかについて調査すること。

エ 保管場所は、自動車の保有者、管理者等の居住地又は最寄りにあって、使用及び格納の際に容易な距離に確保されているものであるかどうかについて調査すること。

オ 保管場所が店舗、倉庫等であり、商品の陳列又は物品が保管されている場合は、

自動車を実際に収納できる余地があるかどうかについて調査すること。

カ 保管場所の面積は、申請車両が完全に収納され、かつ、運転者が運転席から自由に入出りできる状況にあるかどうかについて調査すること。

特に、共用の保管場所の場合は、共用している車両台数と面積の関係を調査すること。

キ 使用権原書については、権原の有無、相手方の承諾の有無、契約の有効性の有無、重複、偽造又は変造の有無等について調査し、疑義があると認められる場合は、警察署長に届け出ること。

ク シャッター付き車庫等の現地調査を行う際、他人の土地又は建物に立ち入る必要があるときは、必ず相手方（責任者、管理者等）の承諾を得た上で立ち入るようにし、できる限り申請者の立会いを求めて調査を行うこと。

なお、立会い状況についても調査結果報告書に確実に記録しておくこと。

ケ 禁止場所に関する法令

次の法令に基づいて、保管場所の位置が適切であるかどうかについて調査すること。

また、必要に応じて法令に基づく許認可審査を受けているか確認を行うこと。

(ア) 消防法（昭和23年法律第186号）第18条に基づいて、火災報知器、消火栓、消防の用に供する貯水施設又は消防の用に供する望楼若しくは警鐘台の正当な使用を妨げてはならないこと。

(イ) 危険物の規則に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条に基づいて、給油設備の周囲には間口10メートル、奥行き6メートル以上の空き地を保有すること。

(ウ) 農地法（昭和27年法律第229号）4条に基づいて、農地の転用を制限されていないこと。

(2) 車庫台帳の備付け

警察署長は、自動車の収容能力が2台以上である保管施設については、受託者に車庫台帳（別記第17号様式）を備え付けさせること。

また、その保管場所で車両の移動が生じた場合は、二重使用等の不正利用を防止するため、自動車保管場所移動届（別記第18号様式）の提出を求め、収容余力の有無を確認するとともに、車庫台帳の内容整備に努めさせること。

3 現地調査結果の審査等

警察署長は、受託者から自動車保管場所現地調査結果報告書（別記第19号様式。以下「現地調査結果報告書」という。）が提出されたときは、その内容を審査し、報告の内容に疑義がある場合は、現地調査員から直接説明を求め、若しくは再調査を命じ、又は警察官に調査を命じるなど、自動車の保管場所の確保の有無について慎重に判断するものとする。

4 受託者に対する助言

(1) 助言

警察署長は、受託者に対し調査等業務に関する助言を与え、委託契約に基づく調査等業務が迅速、適正に行われるように配慮するものとする。

(2) 資料提出の請求

警察署長は、調査等業務の処理上必要があるときは、受託者に対し資料の提出を求めることができるものとする。

(3) 不適正事案等の速報

警察署長は、受託者が、調査等業務に関し適正を欠く行為があったと認められるときは、速やかに交通規制課長を通じ本職に報告するとともに、その後の措置について指揮を受けなければならない。

第7 データ入力等委託件数の確認

1 検査調書

警察署長は、受託者から毎月のデータ入力等及び現地調査の件数について自動車保管場所データ入力等件数報告書（別記第20号様式）及び自動車保管場所調査件数報告書（別記第21号様式）が提出されたときは、申請処理簿、通知申請処理簿、軽自動車届出処理簿、変更届出処理簿、登録自動車届出処理簿及び再交付申請処理簿により報告件数と照合・確認の上、検査調書を作成するものとする。

2 委託件数の算定

(1) データ入力等

証明書交付申請及び通知申請については、現地調査結果報告書に基づく端末への入力件数をもってデータ入力等の委託件数とする。この場合における委託件数は、月ごとの申請処理簿又は通知申請処理簿の「委託」欄の「調査結果入力月日」の件数を計上すること。

軽自動車の保管場所届出等及び登録自動車の保管場所変更届出については、各届出及び申請に基づく端末への入力件数をもってデータ入力等の委託件数とする。この場合における委託件数は、月ごとの軽自動車届出処理簿、変更届出処理簿又は登録自動車届出処理簿の「データ入力月日」欄の件数を計上すること。

(2) 現地調査

警察署長への現地調査結果報告書の提出件数をもって現地調査の委託件数とする。この場合における委託件数は、月ごとの申請処理簿及び通知申請処理簿の「委託」欄の「回答月日調査結果」の件数を計上すること。

第8 証紙収入実績報告等及び関係書類の編てつ保管等

1 証紙収入実績報告

窓口申請における証紙収入の実績については、鹿児島県証紙条例施行規則第21条第3項による証紙収入実績報告書を作成し、道路使用許可手数料に関する実績報告とともに交通規制課長に提出するものとする。

なお、電子申請による手数料については、O S Sシステムにより収納されるこ

とから、本報告の対象とはならない。

2 納付情報の確認

電子申請における自動車保管場所証明通知手数料の収納実績については、交通規制課において確認するものとする。その際は、交通規制課に設置された保管場所管理システムの運用管理端末により、自動車保管場所証明通知手数料に関しては収納済一覧表（通知申請）（別記第22号様式）を出力し、収納状況を確認すること。

3 関係書類の編てつ保管

完結した関係書類は、関係書類の編てつ保管（別表第2）の区分により編てつ保管するものとする。

4 様式

保管場所システムを用いて各処理簿等を出力する場合の様式は、別途通知するものとする。

第9 保管場所の要件の解釈

令第1条の規定による保管場所の要件の解釈は、次のとおりであるので誤りのないようにすること。

- 1 自動車の使用の本拠の位置との間の距離は、2キロメートルを超えないものであること。

なお、この「2キロメートル」は直線距離をいう。

- 2 保管場所の大きさ等については、当該自動車が法令の規定により通行することができないこととされる道路以外の道路から当該自動車を支障なく出入りさせ、かつ、その全体を収容することができるものであること。

- 3 当該自動車の所有者が当該自動車の保管場所として使用する権原を有するものであること。

これは、自動車の所有者が当該申請に係る場所を使用する権原を有することを証する書面を添付して行うことを示している。

第10 自動車の使用の本拠の位置（その1）解釈基準

1 自動車の使用の本拠の位置

自動車の使用の本拠の位置とは、原則として、自動車の所有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、具体的には、自動車の運行の用に供する拠点として使用し、かつ、自動車の管理をするという実態を備えている場所であるか否かで判断することとなる。

なお、運送車両法における「自動車の使用の本拠」についても、「自動車を運行の用に供する場合において当該場所を拠点として使用し、かつ、点検整備、運行管理等自動車の使用を管理する場所である。通常は、自動車の使用者の住所がそれに該当するが、店舗、事務所等他の場所であってもその場所において前述のような機能が営まれていれば、その場所が使用の本拠となる。しかしながら、そのような機能が果たせない自動車の置場、例えば単なる貸し車庫等は、保管場所と

はなっても使用の本拠には該当しない。」と解されている（「自動車の使用の本拠の位置について（回答）」（運輸省自動車交通局技術安全部管理課長から警察庁交通局交通対策課長あて平成7年8月15日付け自管第52号））。

2 自動車の保有者

自動車の保有者とは、「自動車の保有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するもの」をいい（法第2条第2号、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第3項）、例えば、自家用自動車の所有者、自動車運送事業者、レンタカー業者、リース形態の場合の自動車の賃借人等は、通常これに該当する。

3 自動車の管理責任者

自動車の管理責任者とは、自動車の保有者から当該自動車について一定期間継続して管理を委託され、その運行に関して責任を負う者をいい、例えば、自動車の保有者から当該自動車を別荘で管理する旨依頼された別荘管理人は、通常これに該当する。

4 「使用の本拠の位置」の認定に係る具体的取扱い

(1) 自然人に係る具体的取扱い

ア 住民登録がなされている住所の場合

自動車の保有者その他自動車の管理責任者（以下「保有者等」という。）の住所が住民登録されている場合には、通常、使用の本拠の位置として認められるが、住民登録の事実のみで実際に居住している実態がなく、当該自動車の点検整備、運行管理等その使用を管理する機能を有していない場合は、当該住所は、使用の本拠の位置には該当しない。

イ 住民登録がなされていない転居先等の場合

保有者等が転居したばかりで、まだ住民登録されていない場合等、そこを生活の本拠として実際に自動車を使用しており、かつ、当該自動車の点検整備、運行管理等その使用をそこで管理している実態があるときは、使用の本拠の位置として認められることもあり得る。

ウ 別荘の場合

保有者等が、夏季などに長期間継続し、又は頻繁に別荘で生活している場合には、当該別荘が自動車を使用して営む生活の事実上の拠点となっており、かつ、当該自動車の点検整備、運行管理等その使用を管理する機能を有しているときは、その所在地が使用の本拠の位置として認められることもあり得る。

エ 個人事業者の事務所等の場合

個人事業者の事務所や店舗は、その者の住所又は居所ではないが、業務上の活動の拠点であり、自動車もこれらの事務所等を拠点として使用され、そこで点検整備、運行管理等がされる場合がある。この場合にはそこで実際に事業が行われており、かつ、当該自動車は当該事業のために使用されてい

て、単に通勤等に使用されるものではないときは、これらの事務所等の所在地が使用の本拠の位置として認められることもあり得る。

(2) 法人に係る具体的取扱い

ア 法人登記がなされている営業所の場合

自動車の保有者が法人である場合に本店・支店として登記されている営業所は通常、使用の本拠として認められるが、登記の事実のみで、実際に営業活動が行われている実態がなく、当該自動車の点検整備、運行管理等その使用を管理する機能を有していない場合は、当該営業所の所在地は、使用の本拠の位置には該当しない。

イ 法人登記がなされていない営業所の場合

法人登記がなされていない営業所であっても、そこを営業活動の拠点として実際に自動車を使用しており、かつ、当該自動車の点検整備、運行管理等その使用をそこで管理している実態があるときは、使用の本拠の位置として認められることもあり得る。

ウ 社員の個人宅等の場合

パソコン等の情報通信手段等を使用し、自宅や分散された単位オフィス（サテライトオフィス）等を職場として業務を行うテレワークの進展等により、法人の保有する自動車について、当該法人の社員の個人宅等を使用の本拠の位置とする申請等がなされることがある。この場合には、そこを業務上の活動の拠点として実際に自動車を使用しており、かつ、当該自動車の点検整備、運行管理等その使用をそこで管理している実態があるときは、当該社員が当該自動車の管理責任者として認められ、かつ、その場所が使用の本拠の位置として認められることもあり得る。

5 留意事項

(1) 車庫飛ばし事案の防止

個々の申請等に係る使用の本拠の位置の認定に当たっては、いわゆる車庫飛ばし事案を防止する観点から、具体的事情に照らし、必要に応じ、現地を調査し、居住又は業務の実態、自動車の使用状況等について申請者等から聴取し、又は資料の提出を求めることなどに配慮すること。

(2) 疎明資料の提出について

基本的には、申請書類又は届出書類がそろっており、必要事項が記入されていれば、申請等を受理することとなるが、現地調査や口頭の説明のみでは自動車の使用の本拠の位置の真正性に疑義が残るなど、車庫飛ばし等違法行為が考えられるような場合は、法第12条の規定に基づき、第13の6に規定する報告又は資料の提出を求めること。

なお、報告又は資料の提出を求める書面としては、例えば、次のようなものが考えられる。

ア 申請者等の住所又は自動車の使用の本拠の位置を確認するための書面

- (ア) 住民票の写し
- (イ) 印鑑証明書
- (ウ) 電話料金、ガス料金、水道料金、家賃等の領収書等
- イ 保管場所として使用する権原を有するかどうか確認するための書面
 - (ア) 当該土地又は建物の登記簿、固定資産台帳等の謄抄本又はその写し
 - (イ) 当該土地又は建物の所在地及びその所有者が記載されている市町村長の発行する固定資産評価額証明書、公課（公租）金証明書等

(3) 保管場所証明書の申請者の住所

自動車の登録申請書には印鑑証明書の添付を要する（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第16条）ことから、登録申請書に記載する申請者の住所は、印鑑証明書に記載されたものと同一でなければならない。

このため、保管場所証明書に記載する申請者の住所についても、住民登録・印鑑登録に係る住所（以下「登録住所」という。）と同一であることを要する。したがって、保管場所証明書の申請にあたっては、登録住所が自動車の使用の本拠の位置であるか否かを問わず、住所欄には登録住所を記載するよう指導すること。

第11 自動車の使用の本拠の位置（その2）ボート・トレーラー等に係る特例及び認定事務処理要領

1 趣旨

法における「使用の本拠の位置」とは、原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいうものと解されているが、ボート・トレーラー等については、その形状、使用実態等を踏まえ、当該自動車の保有者の住所地以外の場所であっても、第三者による厳格な保管管理が行われている施設に保管され、当該施設を当該自動車の使用の事実上の本拠地とすることが確実に見込まれる場合には、当該施設を使用の本拠の位置として一般的に認定することができることとしたものである。

2 対象となる自動車及び自動車保管施設の要件

次の(1)に掲げる自動車であって、(2)の要件を満たす自動車保管施設に一定期間継続してその保管管理が委託されている場合は、当該施設を当該自動車の使用の本拠の位置として認めることとする。

(1) 対象となる自動車（3種類）

自動車検査証の車体の形状欄に次のとおり記載されているもの。

- ア 「ボート・トレーラ」
- イ 「キャンピング・トレーラ」
- ウ 「キャンピング車」（自動車の長さが5.7メートルを超えるもの、同幅が1.9メートルを超えるもののいずれかに該当する車両に限る。）

(2) 自動車保管施設の要件

自動車の保管施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであ

ること。

ア 自動車の保有者からの委託を受けて業として自動車の保管管理を行うものであること。

イ 管理人が指定されており、当該自動車の出入庫の状況が台帳等により記録されていること。

ウ 契約期間が少なくとも6か月以上あること。

3 事務処理要領

ボート・トレーラー等の保有者から、自動車保管施設を当該ボート・トレーラー等の使用の本拠の位置及び保管場所とする自動車保管施設の申請があったときは、次の要領により処理すること。

(1) 申請に係る自動車の確認

次に掲げる書面の提示を求め、申請等に係る自動車が2(1)の要件を満たしていることを確認すること。

ア 申請に係る自動車が新規登録を受けようとする自動車又は新規に運行の用に供しようとする軽自動車である場合

自動車予備検査証又はその写し（これらの書面がない場合においては、申請に係る自動車の長さ、幅及び付帯する設備の配置状況を記載した図面（カタログでも可））

イ ア以外の場合

自動車検査証又はその写し

(2) 本部への速報

警察署長等は、ボート・トレーラー等の保有者から自動車保管施設を使用の本拠の位置とする申請等がなされた場合又は自動車保管施設を開設しようとする者から相談等を受けた場合は、直ちに、交通規制課長を通じて本職に報告すること。

(3) 現地調査自動車保管施設の確認のための現地調査は、交通規制課の許可担当職員及び当該申請等を受けた警察署保管場所事務担当者が共同して実施するので、当該申請等を受理した所属においては、交通規制課と緊密な連携を図ること。

なお、現地調査に当たっては、自動車の保管に係る契約書又はその写しを求めるとともに、自動車保管施設調査報告書（別記第23号様式）を用いて現地調査を行い、当該自動車保管施設が2(2)の要件を満たしていることを確認すること。

2回目以降の申請においては、委託調査員による調査で足りるものとする。

(4) 申請書面不備時の取扱い

ボート・トレーラー等の保有者が申請等の際に当該自動車が2(1)又は(2)の書面を提示することができなかった場合であっても、当該申請等を受理した上で、これらの書面を後日提出するよう求めること。

第12 自動車の使用の本拠の位置（その3） レンタカー型カーシェアリングにおける解釈

1 概要

レンタカー型カーシェアリングとは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の規定により自家用自動車の有償貸渡し事業の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として有償で貸し渡す事業を言うものとされている。

具体的には、一般的なレンタカーは不特定多数が利用するシステムであるのに対し、レンタカー型カーシェアリングはあらかじめ利用者として登録した会員に対してのみ自動車が貸し出されるものであり、短時間の利用時間単位が設定されている。

2 レンタカー型カーシェアリングの形態

レンタカー型カーシェアリングの形態としては、貸渡しを受けた路外駐車場でなければ返還できない形態と、貸渡しを受けた場所以外の路外駐車場に返還できる、いわゆる乗り捨て（ワンウェイ）方式という形態がある。

3 国土交通省の見解

国土交通省は、次のとおり無人の路外駐車場を使用の本拠として認める見解を示している。

(1) 乗り捨て（ワンウェイ）方式によりレンタカー型カーシェアリングを行う場合、貸渡自動車についてIT等の活用により車両の貸渡し状況、整備状況等車両の情報を的確に把握することが可能であると認められるときには、事業者の従業員を配置していない道路外の駐車場において当該貸渡自動車の貸渡又は返還が行われるか否かを問わず、貸渡自動車の配置事務所とすることができるものとして許可等を行うこととする。

(2) 乗り捨て（ワンウェイ）方式によりレンタカー型カーシェアリングを行う場合の貸渡自動車配置事務所については運送車両法第7条第1項第5号に定める「使用の本拠の位置」とすることができる。

4 自動車の使用の本拠の位置の認定

3に基づき法第3条等の「自動車の使用の本拠の位置」の解釈についても同様のものとする。

5 認定にあたっての確認事項

(1) 確認書面

事業形態が乗り捨て（ワンウェイ）方式であるか否かを問わず、申請を受理した際は、本事業に係る営業所のうち、無人の拠点であるものを自動車の本拠の位置とする申請等の受理にあたっては、当該営業所が所轄の運輸支局長に対して届出を行い受理されていることを確認するため、法第12条の規定により、自動車の保有者に対して下記書類の提出を求めること。

ア 自家用自動車の有償貸渡し事業の許可証の写し

イ 当該営業所について所轄の運輸支局長に対して届け出た書面及び添付資料の写し（当該写しであることを証する当該運輸支局長の印（公印、受付印等）のあるもの）

(2) 現地調査

前記書類のほか、日常的な車両の管理が可能であるかなどの点について現地調査を徹底すること。

第13 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置等

1 趣旨

保管場所を確保していない自動車については、法第8条から第13条までの規定に基づき、自動車を認知した場合における公安委員会への通知や、自動車の保有者に対して自動車の運行制限命令を行うこととなっている。

その取扱いについては、「自動車の保管場所の確保等に関する法律の規定に基づく、保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置等に関する取扱規程」（平成3年鹿児島県公安委員会規程第4号。以下「規程」という。）に基づいて実施しているが、その運用・解釈については次のとおりである。

2 公安委員会への通知（法第8条）

(1) 要点

警察署長は、自動車について、道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めたときは、自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に対し、その旨を通知すること。

(2) 通知の要件

「保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めたとき」とする。

「保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めたとき」としたのは、単に道路上に長時間あるというだけでは足りず、ある程度事実の確認を経た上で通知することとするためである。

(3) 通知の宛先

通知の宛先は、自動車の使用の本拠を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）である。

「使用の本拠の位置」は、現在の実質上の使用の本拠となっている位置を指す。このため、実質上の使用の本拠の位置が、保管場所証明又は保管場所届出において登録されたものと異なる場合は、確認を徹底した上で特定すること。

また、保管場所が確保されていないおそれがあると認めた警察署長の属する公安委員会と、使用の本拠の位置を管轄する公安委員会が異なる場合においても、通知は使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に行う。

(4) 通知の添付書類

通知に添付する書類は、次に掲げる書類の全部又は一部とし、必要に応じ他の書類を加えるものとする。

なお、自動車の使用の本拠の位置が他の公安委員会の管轄である場合は、警

察署長から公安委員会へ送付する通知書（規程第４号様式）の末尾余白欄にその旨を朱書きしておくこと。

ア 保管場所確保状況回答書の写し

イ 現認報告書の写し

ウ 自動車の保管場所の確保に関する法律違反にかかる交通切符２枚目（交通事件原票）の写し

エ 放置駐車違反に係る交通反則切符２枚目（交通事件原票）又は交通切符２枚目（交通事件原票）の写し

オ その他通知事案の事実の証明に必要な資料

3 自動車の運行供用の制限（法第９条）

(1) 要点

自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所が確保されていると認められないときは、当該自動車の所有者に対し、当該自動車の保管場所が確保されたことについて公安委員会の確認を受けるまでの間、運行供用制限命令をすることができる。

(2) 運行供用制限命令の要件

「道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所が確保されていると認められないとき」とは、具体的には次の場合等を指す。

ア 保管場所証明や保管場所届出において保管場所として登録した場所を、現在は使用していないにもかかわらず、新たな保管場所を確保していない場合

イ 保管場所として確保している場所が、令第１条で定める要件（使用の本拠の位置と保管場所との距離が２キロメートルを超えないこと、法令の規定により通行することができないこととされる道路以外の道路から支障なく自動車を出入りさせ、かつ、その自動車の全体を収容することができるものであること又は自動車の所有者が使用する権限を有する場所であること。）を備えていない場合

(3) 運行供用制限書の交付等

ア 運行供用制限書（規程第８号様式）の交付は、命令の内容を被処分者に通知するためのものであるので、確実に交付すること。

イ 運行禁止標章（規則様式第３号）の貼付けは、運行供用制限命令処分を受けた自動車であることを外見上明白にし、その実効を担保するための措置であるので、確実に貼り付けること。

(4) 申告、確認等の手続

ア 申告を行うことができる自動車の所有者の範囲

保管場所を確保したことを申告できる者は、運行供用制限命令を受けた自動車の所有者のほか、当該自動車を譲り受けた者、借り受けた者等も含む。

イ 公安委員会の確認等

保管場所確保の確認は、申告を受けた後、速やかに行うこと。

なお、保管場所証明書等の提出又は提示をもって、保管場所を確保したことの確認とすることができるので、運行供用制限命令を行う際にあらかじめ指導しておくこと。

確認したときは、速やかに確認した旨を被処分者に通知するとともに、運行禁止標章の除去を行うこと。

(5) 留意事項

運行供用制限の規程を適用するに当たっては、当該自動車が道路上の場所に置かれることとならないよう留意すること。

4 聴聞（法第10条）

(1) 要点

公安委員会は、運行供用制限命令をしようとするときは、あらかじめ当該命令にかかる自動車の保有者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

(2) 聴聞の公開制

「公開」とは、何人も傍聴することができる状態で行うことである。

(3) 聴聞の通知行為と処分の関係

聴聞を行うための通知は、聴聞制度における準備手続で、被処分者の利益保護の観点から欠くことのできないものであることから、公安委員会が通知をすることなく処分を決定した場合は、瑕疵ある行政行為として当該行政処分は無効なものとなる。

(4) 聴聞を行わない場合の要件

ア 正当な理由がなく出頭しないとき

正当な理由なく聴聞を欠席した者は、自ら聴聞を受ける権利を放棄する意思を表したとみることができるので、聴聞を行わないで処分できることとしたものである。

正当な理由とは、被処分者が聴聞に欠席してもやむを得ないと社会通念上認められる場合である。

イ 自動車の保有者が所在不明であるため、通知不能であるとき

行政手続法第15条第3項において、所在が判明しない者に対する通知については、その者の氏名、聴聞の期日及び場所等を記載した書面を掲示板に掲示することによって行うことができ、掲示を始めた日から2週間経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。ただし、所在不明の認定にあたっては、通常尽くすべき手段を尽くした上で慎重に行うこと。

5 保管場所としての道路の使用の禁止等（法第11条）

(1) 要点

道路上の場所を自動車の保管場所として使用するのを禁止し、同一場所に引き続き12時間（日没時から日出時までの夜間においては引き続き8時間）以上駐車する行為を禁止している。

一方、特別の用務を遂行するために必要がある場合や、令第4条で定める場合は適用しない。

(2) 令第4条の趣旨

令第4条第1項の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第2項の規定による災害応急対策の実施、同第2項の自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条第1項、第78条第1項、第81条第2項又は第83条第2項の規定による自衛隊の行動については、その用務を遂行するために、道路上の場所を自動車の保管場所として使用し、又は道路上の同一の場所に自動車を引き続き長時間駐車する蓋然性が極めて強いものであることから、適用除外とされている。

令第4条第2項の第1号から第10号までに掲げられた場合については、用務そのものは公益上又は社会生活上真にやむを得ないものと認められるものであり、かつ、道路上の場所を自動車の保管場所として使用し、又は道路上の同一の場所に自動車を引き続き長時間駐車する蓋然性は乏しいが、当該用務を行うにあたって他の手段がとれない場合のうち、特に必要なものが列挙されている。

(3) 令第4条第2項の各号の内容

ア 第1号

「自動車が、工作物の損壊、危険物の爆発、火事その他の事故による危害を防止し、又は軽減する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合」における「事故」とは、令第4条第1項第1号における災害に至らない程度のものをいう。「工作物の損壊」とは、広告物の倒壊、地下鉄工事現場における地盤陥没等をいい、「危険物の爆発」とは、地下に埋没している不発弾の処理等も含まれ、「その他の事故」とは、放射性物質運搬車の転覆等も考えられる。

これらの際に使用される自動車としては、消防用自動車、救急用自動車、レッカー車、クレーン車、ガス作業車等がある。

イ 第2号

「自動車が自衛隊法第77条の規定による防衛出動待機命令又は同法第79条第1項の規定による治安出動待機命令に基づく待機が行われている間、当該待機のため駐車することがやむを得ない場合」については、令第4条第1項第2号に関連して予想される「待機」について規定したものである。

ウ 第3号

「自動車が、医師若しくは歯科医師の往診又は助産師の出張による業務が行われている間、当該業務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合」については、人命尊重の趣旨から特に認められたものである。

エ 第4号

「自動車が、生命が危険な状態にある傷病者を看護する用務が行われている間、当該業務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合」について

は、人命尊重の趣旨から特に認められたものである。

オ 第5号

「自動車が、報道機関による報道の取材が行われている間、当該取材のため駐車することがやむを得ない場合」については、報道の公共性から特に認められたものである。

カ 第6号

「自動車が、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに掲げるもの及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第128条第1項の規定の適用がある線路及び空中線並びにこれらの附属設備にかかる工事が行われている間、当該工事の実施のため駐車することがやむを得ない場合」については、その工事の公共性が法律上明らかにされており、その工事を行う自動車が、工事を実施するための構造を有するから認められたものである。

キ 第7号

「自動車が、道路法（昭和27年法律第180号）第77条第1項の規定による道路の構造に関する調査が行われている間、当該調査の実施のため駐車することがやむを得ない場合」については、その調査の公共性が法律上明らかにされており、その調査を行う自動車が、調査を実施するための構造を有するから認められたものである。

ク 第8号

「自動車が、犯罪の予防、鎮圧又は捜査が行われている間、当該用務のため駐車することがやむを得ない場合」については、法令の規定に基づく権限の行使であって、公益上やむを得ないものとして認められたものである。

ケ 第9号

「自動車が、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第5章の規定による退去強制手続を執行する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合」については、法令の規定に基づく権限の行使であって、公益上やむを得ないものとして認められたものである。

コ 第10号

「自動車が、総務省設置法（平成11年法律第91号）第28条第1項に規定する事務（同法第4条第69号及び第70号に掲げる事務に係るものに限る。）が行われている間、当該事務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合」については、法令の規定に基づく権限の行使であって、公益上やむを得ないものとして認められたものである。

サ 第11号

「火事、出水等の事故その他自己の責めに帰すことのできない理由により自動車の保管場所を使用することができないため道路上の場所を当該自動車の保管場所として使用し、又は道路において法第11条第2項各号のいずれか

に掲げる行為をすることがやむを得ない場合において、新たに自動車の保管場所を確保するまで通常必要と認められる間、当該道路上の場所を管轄する警察署長に届け出て当該行為をするとき。」については、緊急避難的行為として道路上の場所を自動車の保管場所として使用し、又は道路において自動車を長時間駐車させることが認められたものであるが、主観的判断のみによって乱用されることを抑制するため、警察署長に対する届出を義務付けたものである。

この届出は、できる限り書面によることとし、届出者の住所及び氏名を確認の上、次に掲げる事項を届出させること。

- (ア) 自動車の登録（車両）番号
- (イ) 自動車の使用の本拠の位置
- (ウ) 自動車の保管場所の位置
- (エ) 自動車の保管場所を使用することができなくなった理由
- (オ) 自動車の保管場所として使用し、又は自動車を長時間駐車させようとする道路上の場所及び期間

6 報告又は資料の提出（法第12条）

(1) 要点

公安委員会は、法律の施行に必要な限度において自動車の保有者及び保管場所を管理する者に対して、自動車の保管場所に関して報告又は資料の提出を求めることができる。

(2) 「法律の施行に必要な限度」

法第1条の目的に鑑み、自動車の保有者が保管場所確保義務を履行することを確認するために必要とされる場合をいう。

(3) 報告又は資料の提出を求める対象

- ア 自動車の保有者（使用の本拠の位置が本県の管轄内にある者）
- イ 自動車の保管場所を管理する者

(4) 報告又は資料の提出を求めることができる事項

自動車の保有者が当該場所を当該自動車の保管場所として適正に使用しているか否かを明らかにするために必要となる事項に限られ、次のような事項が考えられる。

- ア 自動車の保有者と当該自動車の保管場所を管理する者との間の当該場所についての賃貸借契約の締結状況
- イ 当該賃貸借契約の内容
- ウ 自動車の保有者による当該場所の使用状況

(5) 手続

報告又は資料の提出の措置に関する手続については、次のとおりとする。

ア 警察署長による代行処理

警察署長は、次の場合には交通規制課長と十分連携を図った上で報告又は

資料の提出に関する手続の代行処理を行うことができる。

(ア) 自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度と一体的に活用する場合で、報告又は資料の提出の措置に係る保管場所の位置を管轄する場合。ただし、当該事案につき、当該自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域であった場合は、当該警察署長は交通規制課長を通じ、他の都道府県公安委員会からの報告・資料の提出要求書の送付を受けてから行うこと。

(イ) 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置と一体的に活用する場合で、当該事案につき、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する場合

イ 書面による要求

報告又は資料の提出を求める場合は、原則として、報告・資料提出要求書（規程第16号様式）を交付し、その回答を報告・資料提出回答書（規程第17号様式）で求めること。ただし、口頭による報告又は資料の求めに応じる場合は、この限りでない。

ウ 回答の確認

回答の内容について、現地調査等の方法により確認すること。

(6) 留意事項

ア 駐車場の管理者に対し、定期的に一定の報告又は資料の提出を求めること等の負担を課さないこと。

イ 保管場所の管理者に対し、報告又は資料の提出を求めることができるのは、保管場所の管理者が車庫飛ばしに積極的に協力するなど法の目的に鑑み、不相当な行為を行っているおそれがあると認められる場合に限ること。

7 運送事業用自動車の適用除外（法第13条）

(1) 要点

運送事業用自動車については、道路運送法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）若しくは貨物運送取扱事業法（平成元年法律第82号）又はこれらの法律に基づく命令によって保管場所確保の義務等を履行する仕組みがあることから、保管場所確保に関する手続及び運行供用制限の適用については除外した。ただし、保管場所を確保していないおそれがあると認めたときは、その監督行政庁へ通知すること、運送事業用自動車でなくなったときは15日以内に保管場所確保に関する手続を行うこと等が規定されている。

(2) 公安委員会の通知

運送事業用自動車を監督する行政庁に対して、当該運送事業者を適切に監督、指導するよう促すため、必要な情報を提供するもの。

通知の要件は、法第8条の要件と同様である。

法第13条第1項において、法第8条の警察署長の公安委員会への通知の規定は除外されていないが、これは、公安委員会が通知すべき自動車であるかどうか

かを警察署長の通知により判断するためである。この場合において、公安委員会として独自の調査は要しない。

(3) 運送事業用自動車でなくなったときの届出

法第7条と同様に、届出の期限を「運送事業用自動車でなくなった日から15日以内」としている。

8 罰則（法第17条）

(1) 第1項第1号

運行供用制限命令違反（法第9条第1項）については、当該命令を受けた自動車の保有者が、公安委員会の確認を受けるまでの間に、当該命令にかかる自動車を運行の用に供したことをいう。

(2) 第3項第3号

法第12条の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者は、10万円以下の罰金に処せられる。

別紙

行政不服審査法に基づく不服申立

この処分について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において県を代表する者は、鹿児島県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別表第 1 （第 3 の 1 (2)ウ、第 5 の 1 (4)関係）

適用地域の対象外一覧表

「証明書交付申請」若しくは「通知申請」の適用除外となる地域			
平成12年 6 月 1 日において「使用の本拠の位置」が 村 であった地域			
旧 村 名		現 村 町 名	
(合併なし)		鹿児島郡	十島村
			三島村
		大島郡	大和村
			字検村
薩摩郡	里村	薩摩川内市	里町
	上甕村		上甕町
	下甕村		下甕町
	鹿島村		鹿島町
大島郡	住用村	奄美市	住用町

鹿児島市のうち軽自動車の「保管場所届出」が必要でない地域				
平成12年 6 月 1 日において「使用の本拠の位置」が鹿児島市でなかった地域				
旧 町 名		現 町 名		
鹿児島郡	桜島町	鹿児島市	桜島 赤水町	
			桜島 横山町	
			桜島 小池町	
			桜島 赤生原町	
			桜島 武町	
			桜島 藤野町	
			桜島 西道町	
			桜島 松浦町	
			桜島 二俣町	
			桜島 白浜町	
吉田町	東佐多町			
	西佐多町			
	本城町			
	本名町			
	宮之浦町			
	牟礼岡 1 ～ 3 丁目			
	日置郡		郡山町	郡山岳町
有屋田町				
西俣町				
郡山町				
油須木町				
花尾町				
東俣町				
川田町				
松元町				上谷口町
				福山町
	直木町			
	入佐町			
	春山町			
	石谷町			
	松陽台町			
	四元町			
	平田町			
	揖宿郡		喜入町	喜入町
喜入 瀬々串町				
喜入 中名町				
喜入 一倉町				
喜入 前之浜町				
喜入 生見町				

※注意点

- 1 適用地域について審査するのは、「使用の本拠の位置」であって、「保管場所」ではない。
よって、「使用の本拠の位置」が適用地域外にある場合は、「保管場所」が適用地域にあっても申請若しくは届出は不要となる。逆に、「保管場所」が適用地域外にあっても、「使用の本拠の位置」が適用地域にある場合は申請若しくは届出が必要となる。
- 2 適用地域の判断は「使用の本拠の位置」であるが、申請若しくは届出先については、「保管場所」の位置を管轄する警察署等となる。

別表第 2 （第8の 3 関係）

関 係 書 類 の 編 て つ 保 管

	簿 冊 名	編 て つ 書 類	保存期間 (年度)
申請書 ・ 届出書	自動車保管場所証明申請書	自動車保管場所証明申請書（出力資料を除く。） 配置図・所在図 使用権原書 現地調査結果報告書	3 年
	出力資料	自動車保管場所証明申請書（出力資料） 配置図・所在図（出力資料） 使用権原書（出力資料） 現地調査結果報告書	3 年
	自動車保管場所届出書（新規・軽自動車）	自動車保管場所届出書 配置図・所在図 使用権原書	3 年
	自動車保管場所届出書（新規・登録自動車）	自動車保管場所届出書 配置図・所在図 使用権原書	3 年
	自動車保管場所届出書（変更・軽自動車）	自動車保管場所届出書 配置図・所在図 使用権原書	3 年
	自動車保管場所届出書（変更・登録自動車）	自動車保管場所届出書 配置図・所在図 使用権原書	3 年
処 理 簿	自動車保管場所証明申請処理簿（窓口申請）	左 同	3 年
	自動車保管場所証明通知申請処理簿（電子申請）	左 同	5 年
	自動車保管場所届出処理簿（軽自動車）	左 同	3 年
	自動車保管場所届出処理簿（登録自動車）	左 同	3 年
	自動車保管場所変更届出処理簿	左 同	3 年
	自動車保管場所施設調査報告書	左 同	3 年
	収納済一覧表	収納済一覧表（通知申請）	10年

別記
第1号様式（第3の2(1)関係）

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ センチメートル
			幅 センチメートル
			高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
〒（ ） 年 月 日			
警察署長 殿			
住所			
申請者			
フリガナ			
氏名			
電話			
第 号 自動車保管場所証明書			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。			
年 月 日			
警察署長			
印			

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるとき所在図の提出を求めることができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一でありかつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

注意 1 登録時には、証明の日から概ね1か月以内の証明書提出が求められます。

2 申請代理人として、委任状等により申請者本人から委任を受けた者以外が、窓口において書面の訂正及び車台番号の書き込みをすることはできません。

3 行政書士の資格がない者が、報酬を得て業として申請書類を作成することは法律で禁止されています（※罰則：1年以下の懲役又は百万円以下の罰金）。

保管場所	所有区分		収容可能台数	現有車両			申請車両	1 2 3	新規 買替 増車	申請自動車の登録番号		連絡先 (代理人)	電話番号		代理権		
	1	自己単独	台	1	あり	大型				台	旧自動車の車台番号 (買替の場合)					1	有
	2	他人				中型				台						2	無
	3	共有				普通				台							
					2	なし				軽					台		

☐軽自動車 ☐軽以外

自動車保管場所証明書				
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置				
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。				
〒（ ） 年 月 日				
警察署長 殿				
住所				
申請者		電話		
フリガナ				
氏 名				
第 号 自動車保管場所証明書				
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。				
年 月 日				
警察署長			印	

收入証紙貼付

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるとき所在図の提出を求めることができる。

- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であつて申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一でありかつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

注意 1 登録時には、証明の日から概ね1か月以内の証明書提出が求められます。

- 2 申請代理人として、委任状等により申請者本人から委任を受けた者以外が、窓口において書面の訂正及び車台番号の書き込みをすることはできません。
3 行政書士の資格がない者が、報酬を得て業として申請書類を作成することは法律で禁止されています（※罰則：1年以下の懲役又は百万円以下の罰金）

所有区分		収容可能台数	現有車両	
保管場所	1 自己単独	台	1 あり	大型 台
	2 他人			中型 台
	3 共有			普通 台
				軽 台
			2 なし	

申請車両	1 新規 2 替車 3 増車
------	----------------------

申請自動車の登録番号	
旧自動車の車台番号 (買替の場合)	

連絡先 (代理人)	電話番号	代理権
		1 有 2 無

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄

下取車	鹿児島
廃車	

シャッターの有無	有 ・ 無
----------	-------

- 備考
- 1 別紙として、地図のコピーを添付できる（著作権者の権利を侵害することのないように留意してください。）。
 - 2 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入する。
 - 3 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所を明示する。
 - 4 使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入する。

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

（本人所有の土地・建物を保管場所として使用する場合）

証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私の所有であることに間違いありません。

警察署長 殿

年 月 日

住 所

氏 名

電 話

- 備考 1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○を付けてください。
 2 土地・建物については、どちらかに当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に○を付けてください。

保管場所使用承諾証明書

（他人の土地・建物を保管場所として借り上げる場合）

保管場所の位置	駐車場名			指定番号	番
使 用 者	住 所				
	氏 名				
使 用 期 間	年	月	日から	年	月 日まで
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 警察署長 殿 所有者・管理者 住 所 氏 名 電 話					

- 備考 1 共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記入してください。
 2 承諾者は、所有者・管理者のいずれかに○を付けてください。

自動車保管場所自認書（官公署用）

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置				
上記自動車は が保有する公用車で、上記場所が当該自動車の保管場所として確保されていることを 認める。 年 月 日 (自動車の管理責任者) 住 所 氏 名				

第6号様式(第3の5(4)関係)

自動車保管場所証明申請処理簿（窓口申請）

署(課) 長 印	受 理 番 号	受 理 月 日	申 請 者 氏 名	委 託				証 明 書	
				委 託 月 日	受 託 者 受 領 印	回 答 月 日 調 査 結 果	調 査 結 果 入 力 月 日	交 付 月 日	受 領 者
						可 否			
						可 否			
						可 否			
						可 否			
						可 否			
						可 否			
						可 否			
						可 否			
						可 否			
						可 否			
						可 否			
						可 否			
						可 否			

使用権原疎明書面(自認書 兼 使用承諾証明書)

(行政書士専用)

保管場所の位置 (保管場所の住所番地)				駐車場名称・駐車枠番号	
※自認書の場合は記入不要	使用者	住所			使用者と契約者の関係 該当に○をつけること
		氏名			
	保管場所の 契約者 (使用者と異なる場合)	住所			本店・支店・営業所 家族・親族・その他 ()
		氏名			
	使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
保管場所の 所有者・管理者 (該当する方に○印)		保管場所の位置欄に記載した土地・建物は、私の所有(管理)であることに相違ありませんので、使用者に対して保管場所としての使用を承諾したことを証明します。 なお、自己使用の場合は本書を自認書とします。 本書を添付して申請を行う		年 月 日	
				住所	
		行政書士氏名		氏名又は名称	
		事務所所在地		電話番号	
		による補正を承諾します。			
他に共有者がいる場合は、 右欄の空白部に全員の住所・氏名を記載してください。					

(※1) 自認書として使用する場合は、太枠内だけ記載し、所有者・管理者のいずれかに○印の上、自署（記名）してください。
使用承諾証明書として使用する場合は、該当する各欄に記載してください。

(※2) 補正・訂正の必要が生じた場合は、当該行政書士から所有者（管理者）に連絡した上で訂正します。

保 管 場 所 の 所 在 図 （ 電 子 申 請 用 ）

※ OSS申請の際は、パソコン画面上でこちらが上に表示されるようデータを送信してください。

- 備考
- 1

本様式の代わりに、地図のコピーを送信できる（著作権者の権利を侵害することのないように留意してください。）。
- 2

使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入する。
- 注意
- 1

行政書士の資格がない者が、報酬を得て業として申請書類を作成することは法律で禁止されています（※罰則：1年以下の懲役又は百万円以下の罰金）。
- 2

本様式をスキャナーで読み込み、OSS申請のため送信する際は、画像の向きに留意してください。

OSS申請の際は、パソコン画面上でこちらが上に表示されるようデータを送信してください。



シャッターの有無
有 ・ 無

※「有」の場合は、下記も記載してください。

シャッターを開放している場合	
1	開放時間(: ~ :)
2	終日開放
シャッターを開放していない場合	
	氏 名 ()
	電話番号 ()
※ 車庫調査を行う際の連絡先を記入する。	

第10号様式(第4の4(3)関係)

自動車保管場所証明通知申請処理簿（電子申請）

運用管 理者印										
署(課) 長 印	受理番号	受付月日 (署到達日)	申 請 者 氏 名	出力資料		委 託				通知月日 (電子署名)
				出力月日 枚数	出力者	委託月日	受 託 者 受 領 印	回答月日 調査結果	調査結果 入力月日	
				枚				可 否		
				枚				可 否		
				枚				可 否		
				枚				可 否		
				枚				可 否		
				枚				可 否		
				枚				可 否		
				枚				可 否		
				枚				可 否		
				枚				可 否		
				枚				可 否		

第11号様式（第5の2(1)関係）

自 動 車 保 管 場 所 届 出 書 （ 新 規 ・ 変 更 ）			自 動 車 の 区 分	登 録 ・ 軽
車 名	型 式	車 台 番 号	自 動 車 の 大 き さ	
			長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 位 置				
自 動 車 の 保 管 場 所 の 位 置		(変更前)		
上記の事項について届出をします。				
〒 () 年 月 日				
警察署長 殿				
住 所				
届出者				
フリガナ				
氏 名				
電話				

備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあつては「新規」の文字を、法第7条第1項（第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあつては「変更」の文字を○で囲むこと。

2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては、「軽」の文字を○で囲むこと。

3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。

4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

注意 1 届出代理人として、委任状等により届出者本人から委任を受けた者以外が、窓口において書面の訂正をすることはできません。

2 行政書士の資格がない者が、報酬を得て業として申請書類を作成することは法律で禁止されています（※罰則：1年以下の懲役又は百万円以下の罰金）。

保管場所	所有区分	収容可能台数	現 有 車 両			届出車両	1 新規	届出自動車の 登 録 番 号		連絡先 (代理人)	電話番号	代理権	
	1 自己単独	台	1 あり 大型	台	2 買替		車 両 番 号	1 有					
	2 他人		中型	台	3 増車		旧自動車の 車台番号	2 無					
	3 共有		普通 軽	台	(買替の場合)								
			2 なし										

自動車保管場所届出処理簿(軽自動車)

署(課) 長 印	受 理 番 号	受 理 月 日	届 出 者 氏 名	データ入力 月 日
	2ー	月 日		月 日
	2ー	月 日		月 日
	2ー	月 日		月 日
	2ー	月 日		月 日
	2ー	月 日		月 日
	2ー	月 日		月 日
	2ー	月 日		月 日
	2ー	月 日		月 日
	2ー	月 日		月 日
	2ー	月 日		月 日
	2ー	月 日		月 日
	2ー	月 日		月 日
	2ー	月 日		月 日
	2ー	月 日		月 日
	2ー	月 日		月 日
	2ー	月 日		月 日
	2ー	月 日		月 日
	2ー	月 日		月 日
	2ー	月 日		月 日
	2ー	月 日		月 日

第13号様式(第5の5(4)関係)

自動車保管場所変更届出処理簿

署(課) 長 印	受 理 番 号	受 理 月 日	届 出 者 氏 名	データ入力月日
	変一	月 日		月 日
	変一	月 日		月 日
	変一	月 日		月 日
	変一	月 日		月 日
	変一	月 日		月 日
	変一	月 日		月 日
	変一	月 日		月 日
	変一	月 日		月 日
	変一	月 日		月 日
	変一	月 日		月 日
	変一	月 日		月 日
	変一	月 日		月 日
	変一	月 日		月 日
	変一	月 日		月 日
	変一	月 日		月 日
	変一	月 日		月 日
	変一	月 日		月 日
	変一	月 日		月 日
	変一	月 日		月 日
	変一	月 日		月 日

自動車保管場所届出処理簿（登録自動車）

署(課) 長 印	受 理 番 号	受 理 月 日	届 出 者 氏 名	データ入力月日
	3－	月 日		月 日
	3－	月 日		月 日
	3－	月 日		月 日
	3－	月 日		月 日
	3－	月 日		月 日
	3－	月 日		月 日
	3－	月 日		月 日
	3－	月 日		月 日
	3－	月 日		月 日
	3－	月 日		月 日
	3－	月 日		月 日
	3－	月 日		月 日
	3－	月 日		月 日
	3－	月 日		月 日
	3－	月 日		月 日
	3－	月 日		月 日

第15号様式（第6の2(1)関係）

自動車保管場所調査受託処理簿（窓口申請）

受託者印	受 番 理 号	受 託 月 日	申 請 者 氏 名	委託料 請求月	調査回答月日	調 査 員 名	備 考
		月 日		月	月 日		
		月 日		月	月 日		
		月 日		月	月 日		
		月 日		月	月 日		
		月 日		月	月 日		
		月 日		月	月 日		
		月 日		月	月 日		
		月 日		月	月 日		
		月 日		月	月 日		

第16号様式（第6の2(1)関係）

自動車保管場所調査受託処理簿（電子申請）

受託者印	受番 理号	受託月日	申請者氏名	委託料 請求月	調査回答月日	調査員名	備考
		月 日		月	月 日		
		月 日		月	月 日		
		月 日		月	月 日		
		月 日		月	月 日		
		月 日		月	月 日		
		月 日		月	月 日		
		月 日		月	月 日		
		月 日		月	月 日		
		月 日		月	月 日		
		月 日		月	月 日		

- 54 -

車 庫 台 帳				作成年月日		年 月 日	
名 称							
位 置							
住 所 氏 名 (所有者が法人の場合はその代表者)		住 所 氏 名					
面 積	間口	メートル	収 容 能 力	大型	台		
	奥行	メートル		中型	台		
	面積	平方メートル		普通	台		
	駐車場 (屋根付	空地)		軽	台		
	歩道の有無	メートル		計 台			
前面道路の幅員	メートル						
使 用 状 況							
車庫配置図							

作成年月日

年 月 日

名称

位置

住所氏名
(所有者が法人の場合はその代表者)

住所

氏 名

面積

間口	メートル
奥行	メートル
面積	平方メートル
駐車場（屋根付	空地）
歩道の有無	メートル
前面道路の幅員	メートル

收容能力

大型	台	台
中型	台	台
普通	台	台
輕	台	台

計 台

使 用 状 況

車庫配置図

第18号様式（第6の2(2)関係）

自動車保管場所移動届

登 録 番 号				車 名 型 式			
上記自動車を次の通り移動します。 年 月 日							
保有者住所 氏名				車庫管理者住所 氏名			
車 庫	名 称			使用開始年月日	年 月 日		
	位 置			移 動 年 月 日			
移 動 状 況	移動後の保管 場所の位置名 称および所有 者または譲り 渡し先						
	移 動 理 由 (廃 車)						
備 考							

自動車保管場所現地調査結果報告書										年 月 日	
警察署長 殿										受託者	
受理番号		☐ 窓口申請 ☐ 電子申請					申請者名				
保管場所の位置							使用の本拠から 保管場所との距離		メートル		
前面道路		幅員	メートル								
		歩道	☐ 有（幅員 メートル）					☐ 無			
			工作物	☐ 有（物件名 ）				☐ 無			
		申請車両通行の可否	☐ 可 ☐ 否								
引込道路		幅員	メートル		申請車両通行の可否		☐ 可 ☐ 否				
保管場所		種別	☐ 車庫 ☐ 駐車場 ☐ 空地 ☐ 店舗工場 ☐ 展示場 ☐ その他（ ）								
		シャッターの有無	☐ 有 ☐ 無								
			立会人の氏名								
			申請者との関係	☐ 同居の親族等 ☐ 管理者 ☐ その他（ ）							
		出入口	間口 メートル		申請車両通行の可否		☐ 可 ☐ 否				
		敷地全体	間口 メートル		奥行 メートル		面積 平方メートル		総収容台数 台		
		保管場所	間口 メートル		奥行 メートル		高さ メートル		指定番号 番		
			車止めの有無	☐ 有（車両収容の適否 ☐ 可 ☐ 否 ） ☐ 無							
使用権原		使用形態	☐ 単独 ☐ 共用								
		権原書の真偽	☐ 真 ☐ 偽（理由： ） ☐ 不明（理由： ）								
使用の本拠の位置		居住（営業）実態の有無	☐ 有 ☐ 無（理由： ）								
調査員の意見		判断	☐ 適 ☐ 否								
		理由									
調査年月日・調査員氏名		年 月 日					調査員		印		
その他参考事項											

年 月 日

警察署長

殿

印

自動車保管場所データ入力等件数報告書

見出しの 月分受託事務の件数は、下記のとおりであるので報告します。

記

受託事務処理件数

受 託 業 務		件 数
デ ー タ 入 力 等	自動車保管場所証明書交付申請(窓口申請)	件
	自動車保管場所証明通知申請(電子申請)	件
	自動車保管場所届出(軽自動車)	件
	自動車保管場所届出(登録自動車)	件
	自動車保管場所変更届出	件
	現場調査を省略し自動車保管場所現地調査結果報告書のみ作成(窓口申請)	件
	現場調査を省略し自動車保管場所現地調査結果報告書のみ作成(電子申請)	件
	計	件

年 月 日

警察署長

殿

印

自動車保管場所調査件数報告書

見出しの 月分受託事務の件数は、下記のとおりであるので報告します。

記

受託事務処理件数

受 託 業 務		件 数
調 査 業 務	現地調査(窓口申請)	件
	現地調査(電子申請)	件
	計	件

[illegible]

3年保存
(年月日まで)
F N . D 3 - 1 - 6
交第号
年 月 日

警察署長 殿

署
印
階級
氏名

自動車保管施設調査報告書
見出しの調査を 年 月 日に実施した結果は下記のとおりであるから、報告する。
記

1 施設について

所在地	
名 称	
管理者	住所 氏名 連絡先

2 調査結果

次の調査内容に基づく自動車保管場所としての適否			適	否
契約事項	期 間	6か月以上としているか。	適	否
	内 容	自動車の保管管理の委託を内容とするものとなっているか。 (駐車場としての賃貸契約だけでは不可)	適	否
		自動車の点検・整備の委託が含まれているか。	適	否
管理形態	形 態	管理人が指定されているか。	適	否
		管理人不在のときは、門扉に施錠する等の措置が講じられているか。	適	否
	記 録	出入庫を記録できる体制となっているか。 (磁気カードによる記録も可)	適	否
その他	施設に出入りするための道路は、特例措置に係る自動車が行き止まりになる道路に十分な幅員を有しているか。		適	否
	施設に出入りするための道路について、道路交通法第4条第1項の規定に基づく自動車の通行禁止の交通規制が行われているか。		適	否
	他の法令により、自動車の保管場所として不適当であるとされる場所ではないか。		適	否

3 調査結果が否である場合における具体的な理由